

令和 4 年度 特定外来生物指定等の考え方について

1. 今回行う特定外来生物の指定等に係る検討方針について

本年 5 月に改正外来生物法（以下、「法」という）が成立し、これまでの特定外来生物に加えて、緊急の対処が必要な外来生物について新たに「要緊急対処特定外来生物」として指定できるようになった。また、法附則の第 5 条（特定外来生物の取扱いに関する特例）において、新たに特定外来生物に指定するもののうち、指定により生態系等への被害の防止に支障を及ぼすおそれがあるものについては、当分の間、一部の規制を適用除外することができるようになった。

これらを踏まえ、今回は以下の検討を行う。

- ・「要緊急対処特定外来生物」へ指定すべき特定外来生物
- ・一部の規制を適用除外とすることを前提に指定する特定外来生物へ指定すべき外来生物及び適用除外とする規定の範囲

なお、2015 年 3 月に公表した生態系被害防止外来種リストを受け、外来生物法に基づく特定外来生物として、2016 年度から 2020 年度にかけて 54 種類の追加指定を行った。一方で、引き続き指定すべき種が出てきていることから、今年度においても特定外来生物の指定を行う。

2. 今回の検討課題

(1) 適用除外の対象とする特定外来生物の指定について

生態系等に係る被害の程度から特定外来生物に指定することが相当とされる生物であるものの、広く一般的に飼育されている等の理由から、特定外来生物に係る規定をすべて適用した場合、許可手続きの煩雑さや違反時の罰則へのおそれにより、許可を得ない飼養等や放出等が誘発され、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがある外来生物が存在する。これらの生物については、法附則第 5 条により、当分の間、特定外来生物に指定した上で、政令で特定外来生物に係る規定の一部を適用除外することが可能となった。（資料 2 P7 参照）また、特定外来生物被害防止基本方針において、特定外来生物に係る規定の一部を適用しない特定外来生物の選定等に関する基本的な考え方が定められている。（参考資料 5 参照）

上記に該当するものとして、以下の生物を候補とする。

<指定候補>

- アメリカザリガニ *Procambarus clarkii*

(2) スケジュール (案)

- 令和4年9月中下旬 : 専門家グループ会合【爬虫類・両生類】開催
専門家グループ会合【その他の無脊椎動物】開催
- 令和4年10月中旬 : 専門家会合【全体会合】(1回目)開催
- 令和4年10月中旬～11月中旬 : 政令案パブリックコメント(30日間)
- 令和4年10月中旬～12月中旬 : SPS 通報
- 令和4年12月中旬～下旬 : 政令公布
- 令和5年 春～夏頃 : 政令施行

(参考) 他の専門家グループ会合における検討課題

アメリカザリガニと同様に、以下の生物を適用除外の対象とする特定外来生物の指定候補とする。なお、アメリカザリガニと同じスケジュール(案)で進める予定。

<指定候補>

- アカミミガメ *Trachemys scripta* (亜種キバラガメ *T. s. scripta*、ミシシッピアカミミガメ *T. s. elegans*、カンバーランドキミミガメ *T. s. troostii*を含む)